第二百六十九条第一号中「の項目」を「に掲げる項目（リスク管理上必要がないと認められる場合にあっては、ニに掲げる項目を除くことができる。）」に、「とする。また、連結子会社」を「とし、連結子法人等」に、「。ただし、ニについては、リスク管理上必要がないと認められる場合においては、合計の対象としないことができる」を「ものとする」に改め、同条第三号イ中「すべて」を「全て」に改める。

第二百七十九条の二第一号の表及び第二号の表中「自己資本控除」を「百」に改める。

第二百七十九条の三第一号の表及び第二号の表中「自己資本控除」を「百・〇〇」に改める。

第二百七十九条の四第一項中「第二百七十九条の三」と」の下に「、「千二百五十パーセント」とあるのは「百パーセント」と」を加え、同条第三項中「自己資本控除」を「百パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に改める。

第二百七十九条の五の見出し中「自己資本控除」を「百パーセントのリスク・ウェイトの適用」に改め、同条第一項中「が自己資本控除とされる場合」を「に百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合」に改め、同条第二項中「が自己資本控除とされる場合」を「に百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。

第二百七十九条の五に次の一項を加える。

3　信用補完機能を持つＩ／Ｏストリップスについては、第二百二十四条（第一項第一号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。

第二百九十条第三項第二号中「（第九条第一項第一号に規定する「法人等」をいう。）」を削る。

第二百九十二条第一項中「第三項第十号及び」を「同号及び」に改め、同条第三項第五号ロ及びヘ中「すべて」を「全て」に改め、同項第十号中「第二条及び第十四条の算式」を「第二条第三号及び第十四条第三号の算式」に改める。

附則第十三条第一項第一号中「場合（」の下に「農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁農林水産省告示第十二号）による改正前の」を加え、同項第二号中「すべて」を「全て」に改める。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十五年三月三十一日から適用する。

（自己資本比率に係る経過措置）

第二条　この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して二年を経過する日までの間におけるこの告示による改正後の農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新告示」という。）第二条第一号及び第二号並びに第十四条第一号及び第二号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間		四・五	三・五
六		四・五	四・五
平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四・五	四	五・五
	六		

（資本調達手段に係る経過措置）

第三条　この告示による改正前の農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「旧告示」という。）第五条第三項若しくは第十七条第三項の優先出資証券又は非累積的永久優先出資であって新告示第六条第四項又は第十八条第四項に規定するその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限り、ステップ・アップ金利等（旧告示第五条第二項に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この条において同じ。）を上乗せする特約が付されたものであって適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。以下この項及び第三項において「適格旧Ｔｉｅｒ１資本調達手段」という。）の額については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Ｔｉｅｒ１資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧Ｔｉｅｒ１資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新告示第二条第二号又は第十四条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	九十パーセント
平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント
平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十パーセント
平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成三十一年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	三十パーセント
平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	十パーセント

2　旧告示第六条第一項第四号から第六号まで若しくは第十八条第一項第四号から第六号までに掲げるものであって新告示第七条第四項若しくは第十九条第四項に規定するＴｉｅｒ２資本調達手段に該当しない資本調達手段（平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限り、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであって適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。）又は新告示第七条第四項各号（第十号を除く。）に掲げる要件若しくは新告示第十九条第四項各号（第十号を除く。）に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段であって新告示第七条第四項若しくは第十九条第四項に規定するＴｉｅｒ２資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日から適用日の前日までの間に発行されたものに限る。）（以下この条において「適格旧Ｔｉｅｒ２資本調達手段」と総称する。）の額（適格旧Ｔｉｅｒ２資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日（新告示第四条第一号イに規定する算出基準日をいう。次条第二項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この条において同じ。）については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Ｔｉｅｒ２資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧Ｔｉｅｒ２資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額に算入することができる。